

令和2年7月

各種規定改定のお知らせ

お客さま 各位

豊橋信用金庫

平素は、当金庫に格別のご愛顧を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

さて、当金庫は、定期預金中途解約時の適用利率変更および「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（以下、「マネロンガイドライン」と言います。）等を踏まえ、各種規定を改定することとしたのでお知らせします。

なお、改定後の各種規定は、改定前よりお取引いただいているお客様にも適用いたします。

誠に勝手ではございますが、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

記

1. 改定する各種規定

(1) 定期預金中途解約時の適用利率変更にかかる改定 <令和2年8月3日(月)改定>

期日指定定期預金規定	自動継続自由金利型定期預金(M型)規定(スーパー定期)
自動継続期日指定定期預金規定	変動金利定期預金規定
自由金利型定期預金(M型)規定(スーパー定期)	自動継続変動金利定期預金規定

(2) マネロンガイドラインを踏まえた取引の制限等にかかる改定等 <令和2年9月1日(火)改定>

普通預金(無利息型普通預金を含む)規定	定期積金(スーパー積金)規定
貯蓄預金規定(個人限定)	通知預金規定
納税準備預金規定	財産形成積立定期預金規定
総合口座取引規定(個人限定)	財産形成年金預金規定
当座勘定規定(一般用)	財産形成住宅預金規定
当座勘定規定(専用約束手形口用)	カード規定
定期預金共通規定	法人カード規定
自動継続定額複利預金規定(スーパーセレクト)	

2. 主な改定内容

- ・定期預金中途解約にかかる「利息」条項の一部追加
- ・マネロンガイドラインを踏まえた「取引の制限等」の一部追加

期日指定定期預金規定（利息）の一部追加（下線部分）

（期日指定定期預金規定の抜粋）※期日指定定期預金規定以外の規定においても改定を行います。

3.（利息）.

(1) この預金の利息は、解約時に預入日から満期日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

- ① 1年以上2年未満 通帳または証書記載の「2年未満」の利率
- ② 2年以上 通帳または証書記載の「2年以上」の利率（以下「2年以上利率」といいます。）

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金を「定期預金共通規定」第4条第1項の規定により満期日前に解約する場合および「定期預金共通規定」第4条第5項、6項の規定により解約する場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

- ① 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- ② 6か月以上1年未満……………2年以上利率×40%
- ③ 1年以上1年6か月未満……………2年以上利率×50%
- ④ 1年6か月以上2年未満……………2年以上利率×60%
- ⑤ 2年以上2年6か月未満……………2年以上利率×70%
- ⑥ 2年6か月以上3年未満……………2年以上利率×90%

※上記②～⑥の計算による利率が解約日における普通預金の利率を下回る場合には普通預金の利率とします。

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

普通預金規定（取引の制限等）の一部追加（下線部分）

（普通預金規定の抜粋）※普通預金規定以外の規定においても改定を行います。

13.（取引の制限等）

(1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、預入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(2) 3年以上利用のない預金口座は、預入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(3) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、適法な在留資格および在留期間その他の必要な事項を当金庫所定の方法によって届出てください。当該預金者が当金庫に届出た在留期間が経過したときは、預入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(4) 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、預入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(5) 前4項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、

テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。(1) この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。

以 上

【本件に関するお問い合わせ先】

豊橋信用金庫 業務部

電話番号：0532-57-7109